別紙2

有効利用評価方針

電 波 監 理 審 議 会

一　目的

この方針は、有効利用評価[1]（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二　評価の単位及び区分

１　評価の単位

評価は、２の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類[2]ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（１）　電気通信業務用基地局[3]

（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局

ア　公共業務用無線局[4]

イ　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

２　評価の区分

評価の区分は、調査区分[5]と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（１）　電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア　周波数帯[6]

イ　電気通信業務用基地局の免許人

---

[1] 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の３第１項に規定する有効利用評価をいう。

[2] 法第26条の２第１項各号に掲げる無線局の種類をいう。

[3] 法第６条第８項第２号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

[4] 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第２条第３号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

[5] 法第26条の２第１項に規定する調査区分をいう。

[6] 法第26条の２第１項第１号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ　総務省令[7]に規定する事項

（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア　周波数帯

イ　総務省令[8]に規定する事項

三　評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査[9]の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

１　電気通信業務用基地局に係る評価[10]は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）　評価の事項

ア　無線局の数

（ア）　電気通信業務用基地局の数[11]

（イ）　人口カバー率[12]

---

[7] 法第26条の２第１項第１号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

[8] 法第26条の２第１項第２号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[9] 法第26条の２第１項に規定する利用状況調査をいう。

[10] 現在、開設計画の認定制度により割り当てられた周波数については、その有効期間中は、主に認定を受けた計画値をベースとした基準により実績評価を行っているところである。一方で、価額競争により割り当てられた周波数については、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、無線局に係る条件としては、全国枠は認定日から起算して３年以内に無線局を開設及び９年以内に全ての都道府県に１以上の無線局を開設すること、地域枠は認定日から起算して５年以内に無線局を開設することとされているのみであることを踏まえ、当面の間、評価を差し控えることとする。

[11] 開設計画（法第27条の14第１項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第３項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

[12] 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メ

（ウ）　面積カバー率[13]

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ　使用周波数の移行計画[14]

オ　総務省令[15]に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

（２）　評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

ア　（１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価[16]及び進捗評価[17]を行うものとする。

イ　（１）エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。

ウ　（１）オの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする[18]。

（３）　評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする[19]。

ア　（１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了

ッシュ・コード）第１項第２号に規定する２分の１地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の２分の１を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

[13] 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の２分の１を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

[14] １の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

[15] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[16] 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

[17] 前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

[18] 具体的には、①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③ミリ波利用の普及等に向けた取組、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤上空利用への取組を対象に評価を行うものとする。

[19] 特に考慮すべき事情がある場合は、評価を行わない（評価記号：Ｒ）。

している[20]又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準

（ア）　実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。

（イ）　進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。

イ　（１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準

（ア）　実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。

（イ）　進捗評価の基準は、別紙４のとおりとする。

ウ　（１）エの事項に係る評価の基準

（１）エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。

（ア）　移行する周波数及び通信規格

（イ）　移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し

（ウ）　移行に要する期間[21]

エ　（１）オの事項に係る評価の基準

（１）オの事項に係る評価の基準は、別紙５のとおりとする。

オ　全体の総合的な所見

（１）アからオまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

２　公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）　評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　技術導入状況

エ　総務省令[22]に規定する事項

（２）　評価の方法及び基準

---

[20] 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

[21] 電波法の免許の有効期間が５年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙１に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から５年以内として評価を行うものする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

[22] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　（１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行[23]並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

オ　使用している周波数に対する需要

３　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）　評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　技術導入状況

エ　総務省令[24]に規定する事項

（２）　評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　（１）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ　周波数割当計画[25]において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状

---

[23] デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

[24] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

[25] 法第26条第１項に規定する周波数割当計画をいう。

況

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

４　重点調査対象システム[26]については、１から３までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

５　１から４までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）　電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

（２）　電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

６　評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。

（１）　電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査

ア　各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び２以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況

イ　免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針

（２）　電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査

電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

[26] 法第26条の２第１項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

四　勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告[27]を行うものとする。

五　その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六　施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）の施行の日（令和４年10月１日）から施行する。

初版　令和４年９月28日
改定　令和５年７月31日
改定　令和６年５月17日
改定　令和７年５月26日
改定　令和８年５月28日

附則（令和６年５月17日改定）

令和６年度の第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「５Ｇ普及開設指針第１項第18号」とあるのは「第５世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「５Ｇ導入開設指針」という。）第１項第14号」と、脚注40中「５Ｇ普及開設指針第１項第19号」とあるのは「５Ｇ導入開設指針第１項第15号」と読み替えるものとする。

附則（令和８年５月28日改定）

[27] 法第99条の13に規定する勧告をいう。

別紙１の「２　人口カバー率」の表(9)から(11)までの欄「評価及びその基準」の項中「又は30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超」及び「であって、基盤展開率が50%未満又は人口カバー率の実績値が前年度実績値以下」については経過措置とし、社会情勢や免許人の実績状況等を勘案しながらおおむね３年ごとに、これらの経過措置の適用が適切なものであるかを検証し、適時適切に見直すものとする。また、同項中の各基準値（数値）についても同様とする。

別紙１

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等（開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯をいう。以下同じ。）における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯[28]を除く。）

１　電気通信業務用基地局の数（開設計画の認定の有効期間が満了しているものに限る。）

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

この表における計画値は、開設計画の認定期間の最終年度における計画値をいう。

２　人口カバー率

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
⑴　773MHzを超え 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
⑵　860MHzを超え	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満

[28] 第３世代移動通信システム（３Ｇ）に利用していた周波数帯であって、３Ｇサービス終了に伴い、第４世代又は第５世代移動通信システム（４Ｇ又は５Ｇ）へ移行する計画を有する周波数帯をいう。

890MHz以下		100%未満	95%未満	90%未満	85%未満	
⑶　945MHzを超え 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
⑷　1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑸　1,845MHzを超え 1,860MHz以下　及び 1,860MHzを超え 1,880MHz以下[29]	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑹　2,110MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑺　2,545MHzを超え 2,575MHz以下　及び 2,595MHzを超え 2,650MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑻　3,480MHzを超え 3,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
⑼　3,600MHzを超え 4,000MHz以下	95%以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30%未満であ	30%未満であって、 基盤展開率が 50%未満

[29] 東名阪区域（1.7GHz帯又は２GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第２項第２号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

					って基盤展開率[30]が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	又は 人口カバー率の実績値が前年度実績値以下
⑽　4,000MHzを超え 4,100MHz以下	95%以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績	30%未満であって、 基盤展開率が50%未満 又は 人口カバー率の実績値が前年度実績値以下

[30] 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのもの（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのものを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

					値超	
⑾　4,500MHzを超え 4,600MHz以下	95%以上	85%以上 95%未満	70%以上 85%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満 又は 30%未満であって基盤展開率が50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超	30%未満であって、 基盤展開率が50%未満 又は 人口カバー率の実績値が前年度実績値以下

３　面積カバー率

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値[31]の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

[31] 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

４　無線局の行う無線通信の通信量

評価	評価の基準
Ｂ	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
Ｄ	評価区域内のいずれかの都道府県において、１日の間トラヒックがない。

移行計画に係る周波数帯と合算して評価する。

５　技術導入状況[32]

評価	評価の基準
Ｓ	評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA[33] イ　MIMO[34]又はMassive MIMO[35] ウ　256QAM[36]又はUL64QAM[37] エ　SA[38]
Ａ	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。

[32] 第３世代移動通信システム（３Ｇ）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙２の一の４において同じ。）。
[33] ２以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術（キャリアアグリゲーション）をいう。
[34] １の陸上移動局への送信において複数の空中線（多素子アンテナを除く。）を用いて送信を行う技術をいう。
[35] １の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。
[36] 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。
[37] 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。
[38] 第５世代移動通信システム（５Ｇ）コアネットワークにより５Ｇ基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

	ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
B	評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM
C	評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM

移行計画に係る周波数帯と合算して評価する。

６　総合的な評価

評価	評価の基準
Ｓ	２（人口カバー率）の評価がSS又はＳである。
Ａ	２（人口カバー率）の評価がＡである。
Ｂ	２（人口カバー率）の評価がＢである。
Ｃ	２（人口カバー率）の評価がＣである。
Ｄ	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）、４（無線局の行う無線通信の通信量）又は５（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

この表における計画値は、開設計画の認定期間の最終年度における計画値をいう。

２　無線局の行う無線通信の通信量

一（６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。））の４（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

一（６GHz以下の周波数帯（移行計画に係る周波数帯を除く。））の５（技術導入状況）の基準を準用する。

４　総合的な評価

評価	評価の基準
Ｓ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。
Ａ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。
Ｂ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。
Ｃ	１（電気通信業務用基地局の数）の評価がＣである。
Ｄ	１（電気通信業務用基地局の数）、２（無線局の行う無線通信の通信量）又は３（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＤである。

三　移行計画に係る周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満であって、正当な理由[39]がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

地域ごと（各総合通信局及び沖縄総合通信事務所ごととする。以下同じ。）の基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準				
	S	A	B	C	D
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

[39] 計画値未満となった場合において、その具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断するものとする。以下同じ。

関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満であって、正当な理由があ	計画値未満であって、正当な理由がな

				る場合	い場合
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合

２　人口カバー率

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1)　870MHzを超え 875MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満、 又は計画値以上	80%以上 85%未満、 又は、 80％未満かつ計画値未満であって、正当な理由がある場合	計画値未満であって、正当な理由がない場合（ただし、80％以上の場合を除く。）
(2)　945MHzを超え 950MHz以下						
(3)　2,165MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満、 又は計画値以上	50%以上 70%未満、 又は、 50％未満かつ計画値未満であって、正当な	計画値未満であって、正当な理由がない場合（ただし、50％以上の場合を除く。）

					理由がある場合	

３　面積カバー率

評価及びその基準				
S	A	B	C	D
計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満であって、 正当な理由がある場合	計画値未満であって、 正当な理由がない場合

４　総合的な評価

評価	評価の基準
S	２（人口カバー率）の評価がSS又はＳである。
A	２（人口カバー率）の評価がＡである。
B	２（人口カバー率）の評価がＢである。
C	２（人口カバー率）の評価がＣである。
D	１（電気通信業務用基地局の数）、２（人口カバー率）又は３（面積カバー率）の評価のうちいずれかがＤである。

別紙２

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　６GHz以下の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯を除く。）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 －5,000局以上 前年度実績値 －3,000局未満	前年度実績値 －5,000局未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋１%超	前年度実績値 ±１%以内	前年度実績値 －５%以上 前年度実績値 －１%未満	前年度実績値 －５%未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋１%超	前年度実績値 ±１%以内	前年度実績値 －５%以上 前年度実績値 －１%未満	前年度実績値 －５%未満

⑷　総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ以上である。	前年度実績値を維持しているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がいずれもＡである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＢであり、その他の評価がＢ以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれかがＣである。

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 －207局以上 前年度実績値 －124局未満	前年度実績値 －207局未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 －341局以上 前年度実績値 －205局未満	前年度実績値 －341局未満
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ±1,057局以内	前年度実績値 －1,762局以上 前年度実績値	前年度実績値 －1,762局未満

			－1,057局未満	
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ±101局以内	前年度実績値 －168局以上 前年度実績値 －101局未満	前年度実績値 －168局未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ±70局以内	前年度実績値 －116局以上 前年度実績値 －70局未満	前年度実績値 －116局未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ±355局以内	前年度実績値 －592局以上 前年度実績値 －355局未満	前年度実績値 －592局未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ±488局以内	前年度実績値 －814局以上 前年度実績値 －488局未満	前年度実績値 －814局未満
中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ±173局以内	前年度実績値 －288局以上 前年度実績値 －173局未満	前年度実績値 －288局未満

四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

２　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯に限る。）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値 未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑷　総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうち複数の評価がＳであり、⑴、	前年度実績値を上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、そ	前年度実績値を維持しているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれかがＣである。

	⑵及び⑶の評価がいずれもＢ以上である。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	の他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ＋41局以上 前年度実績値 ＋124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 ＋205局超	前年度実績値 ＋68局以上 前年度実績値 ＋205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋68局未満	前年度実績値 未満

関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ＋353局以上 前年度実績値 ＋1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ＋23局以上 前年度実績値 ＋70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ＋118局以上 前年度実績値 ＋355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ＋163局以上 前年度実績値 ＋488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ＋58局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		＋173局以下	＋58局未満	
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ＋29局以上 前年度実績値 ＋88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ＋101局以上 前年度実績値 ＋304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋12局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋12局未満	前年度実績値 未満

３　無線局の行う無線通信の通信量

評価	評価の基準
Ｂ	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。
Ｃ	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

移行計画に係る周波数帯については、移行計画に係らない周波数帯と合算し、移行計画に係らない周波数帯において評価する。

４　技術導入状況

評価	評価の基準
S	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ) MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SA　のうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値＋10%を超えている。 イ　アの(ア)から(オ)までのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－10%以上である。
A	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM並びに(オ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。
B	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア　(ア)CA、(イ) MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SA　のうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－10%未満である。 イ　アの(ア)から(オ)までのいずれも、技術導入状況が前年度実績値－30%以上である。
C	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) MIMO及びMassive MIMO（これらの対応基地局数の総和)、(ウ)256QAM、(エ)UL64QAM又は(オ)SAのうち１つ以上で、技術導入状況が前年度実績値－30%未満である。

移行計画に係る周波数帯については、移行計画に係らない周波数帯と合算し、移行計画に係らない周波数帯において評価する。

二　６GHz超の周波数帯

１　電気通信業務用基地局の数

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

地域ごとの基準については、一（６GHz以下の周波数帯）の２（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯並びに移行計画に係る周波数帯に限る。））の付表２の基準を準用する。

２　無線局の行う無線通信の通信量

一（６GHz以下の周波数帯）の３（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

３　技術導入状況

一（６GHz以下の周波数帯）の４（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙３

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針[40]、2.3GHz帯開設指針[41]又は4.9GHz帯開設指針[42]に基づき割り当てられた周波数帯を除く。）

評価項目	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
⑴　電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑵　人口カバー率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいず	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

[40] 第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和３年総務省告示第40号）をいう。
[41] 2.3GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和４年総務省告示第51号）をいう。
[42] 4.9GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和６年総務省告示第295号）をいう。

	の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	れかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	計画値＋124局超	計画値＋41局以上 計画値＋124局以下	計画値以上 計画値＋41局未満	計画値未満
東北	計画値＋205局超	計画値＋68局以上 計画値＋205局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
関東	計画値＋1,057局超	計画値＋353局以上 計画値＋1,057局以下	計画値以上 計画値＋353局未満	計画値未満
信越	計画値＋101局超	計画値＋34局以上 計画値＋101局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満

北陸	計画値＋70局超	計画値＋23局以上 計画値＋70局以下	計画値以上 計画値＋23局未満	計画値未満
東海	計画値＋355局超	計画値＋118局以上 計画値＋355局以下	計画値以上 計画値＋118局未満	計画値未満
近畿	計画値＋488局超	計画値＋163局以上 計画値＋488局以下	計画値以上 計画値＋163局未満	計画値未満
中国	計画値＋173局超	計画値＋58局以上 計画値＋173局以下	計画値以上 計画値＋58局未満	計画値未満
四国	計画値＋88局超	計画値＋29局以上 計画値＋88局以下	計画値以上 計画値＋29局未満	計画値未満
九州	計画値＋304局超	計画値＋101局以上 計画値＋304局以下	計画値以上 計画値＋101局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋35局超	計画値＋12局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋12局未満	計画値未満

２　電気通信業務用基地局の数（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑵　電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

⑴及び⑵における地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

３　電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価及びその基準			
S	A	B	C
認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値＋1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

４　電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率[43]（4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	計画値＋3,000局超	計画値＋1,000局以上 計画値＋3,000局以下	計画値以上 計画値＋1,000局未満	計画値未満
⑵　4.9GHz帯展開率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

[43] 4.9GHz帯開設指針第６項に規定する特定基地局の展開率をいう。

⑴における地域ごとの基準については、１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯を除く。））の付表１の基準を準用する。

５　５Ｇ高度特定基地局[44]の数及び５Ｇ基盤展開率[45]（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
⑴　５Ｇ高度特定基地局の数	計画値＋1,000局超	計画値＋500局以上 計画値＋1,000局以下	計画値以上 計画値＋500局未満	計画値未満
⑵　５Ｇ基盤展開率	計画値＋５％超	計画値＋１％以上 計画値＋５％以下	計画値以上 計画値＋１％未満	計画値未満
⑶　総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

[44]５Ｇ普及開設指針第１項第18号に規定する５Ｇ高度特定基地局をいう。
[45]５Ｇ普及開設指針第１項第19号に規定する５Ｇ基盤展開率をいう。

		イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	計画値＋204局超	計画値＋102局以上 計画値＋204局以下	計画値以上 計画値＋102局未満	計画値未満
東北	計画値＋167局超	計画値＋84局以上 計画値＋167局以下	計画値以上 計画値＋84局未満	計画値未満
関東	計画値＋92局超	計画値＋46局以上 計画値＋92局以下	計画値以上 計画値＋46局未満	計画値未満
信越	計画値＋62局超	計画値＋31局以上 計画値＋62局以下	計画値以上 計画値＋31局未満	計画値未満
北陸	計画値＋35局超	計画値＋18局以上 計画値＋35局以下	計画値以上 計画値＋18局未満	計画値未満
東海	計画値＋73局超	計画値＋36局以上 計画値＋73局以下	計画値以上 計画値＋36局未満	計画値未満
近畿	計画値＋68局超	計画値＋34局以上 計画値＋68局以下	計画値以上 計画値＋34局未満	計画値未満

中国	計画値＋86局超	計画値＋43局以上 計画値＋86局以下	計画値以上 計画値＋43局未満	計画値未満
四国	計画値＋56局超	計画値＋28局以上 計画値＋56局以下	計画値以上 計画値＋28局未満	計画値未満
九州	計画値＋136局超	計画値＋68局以上 計画値＋136局以下	計画値以上 計画値＋68局未満	計画値未満
沖縄	計画値＋21局超	計画値＋10局以上 計画値＋21局以下	計画値以上 計画値＋10局未満	計画値未満

６　技術導入状況

（１）　770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからエまでのうち３つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
A	アからエまでのうち３つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
B	アからエまでのうち１つ以上２つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA
C	アからエまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA イ　MIMO又はMassive MIMO ウ　256QAM又はUL64QAM エ　SA

（２）　（１）以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	アからオまでのうち４つ以上の技術の導入率が50%を超えている。 ア　CA イ　MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
A	アからオまでのうち４つ以上の技術が導入されている。 ア　CA イ　MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
B	アからオまでのうち１つ以上３つ以下の技術が導入されている。 ア　CA イ　MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA
C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア　CA

	イ　MIMO ウ　Massive MIMO エ　256QAM又はUL64QAM オ　SA

７　総合的な評価

（１）５Ｇ普及開設指針、2.3GHz帯開設指針又は4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
Ｓ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＳである。
Ａ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＡである。
Ｂ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がＢである。
Ｃ	１（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（２）５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
Ｓ	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がＳであり、他方がＡ以上である。
Ａ	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価のうち、一方がＳであり他方がＢ、又は一方がＡであり他方がＡ若しくはＢである。
Ｂ	２（電気通信業務用基地局の数）及び５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）の評価がいずれもＢである。
Ｃ	２（電気通信業務用基地局の数）、５（５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（３）2.3GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準

S	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＳである。
A	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＡである。
B	３（電気通信業務用基地局の数）の評価がＢである。
C	３（電気通信業務用基地局の数）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

（４）4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＳである。
A	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＡである。
B	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）の評価がＢである。
C	４（電気通信業務用基地局の数及び4.9GHz帯展開率）又は６（技術導入状況）の評価のうちいずれかがＣである。

別紙４

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 ＋3,000局超	前年度実績値 ＋1,000局以上 前年度実績値 ＋3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋1,000局未満	前年度実績値 未満
⑵　人口カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　面積カバー率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑷　総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイの	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれ	前年度実績値を上回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価がい	前年度実績値を下回っているとして、⑴、⑵及び⑶の評価のう

	いずれかを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうち複数の評価がＳであり、⑴、⑵及び⑶の評価がいずれもＢ以上である。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡである。	かを満たしている。 ア　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＳであり、その他の評価がＡ及びＢ又はいずれもＢである。 イ　⑴、⑵及び⑶の評価のうちいずれか１つがＡであり、その他の評価がＡ又はＢである。	ずれもＢである。	ちいずれかがＣである。

⑴における地域ごとの基準については、付表１のとおりとする。

付表１　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋124局超	前年度実績値 ＋41局以上 前年度実績値 ＋124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	＋205局超	＋68局以上 前年度実績値 ＋205局以下	以上 前年度実績値 ＋68局未満	未満
関東	前年度実績値 ＋1,057局超	前年度実績値 ＋353局以上 前年度実績値 ＋1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 ＋101局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋70局超	前年度実績値 ＋23局以上 前年度実績値 ＋70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋355局超	前年度実績値 ＋118局以上 前年度実績値 ＋355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋488局超	前年度実績値 ＋163局以上 前年度実績値 ＋488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋163局未満	前年度実績値 未満

中国	前年度実績値 ＋173局超	前年度実績値 ＋58局以上 前年度実績値 ＋173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ＋29局以上 前年度実績値 ＋88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ＋101局以上 前年度実績値 ＋304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋12局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋12局未満	前年度実績値 未満

２　4.9GHz帯展開率（4.9GHz帯開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
4.9GHz帯展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満

３　５Ｇ高度特定基地局の数及び５Ｇ基盤展開率（５Ｇ普及開設指針に基づき割り当てられた周波数帯）

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
⑴　５Ｇ高度特定基地局の数	前年度実績値 ＋1,000局超	前年度実績値 ＋500局以上 前年度実績値 ＋1,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋500局未満	前年度実績値 未満
⑵　５Ｇ基盤展開率	前年度実績値 ＋５％超	前年度実績値 ＋１％以上 前年度実績値 ＋５％以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋１％未満	前年度実績値 未満
⑶　総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳ	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。	前年度実績値を上回っているとして、⑴及び⑵の評価がいずれもＢである。	前年度実績値を下回っているとして、⑴及び⑵の評価のうちいずれかがＣである。

	であり、他方がＡ以上である。	ア　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＳであり、他方がＢである。 イ　⑴及び⑵の評価のうち、一方がＡであり、他方がＡ又はＢである。		

⑴における地域ごとの基準については、付表２のとおりとする。

付表２　地域ごとの基準

	評価及びその基準			
	Ｓ	Ａ	Ｂ	Ｃ
北海道	前年度実績値 ＋204局超	前年度実績値 ＋102局以上 前年度実績値 ＋204局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋102局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 ＋167局超	前年度実績値 ＋84局以上 前年度実績値 ＋167局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋84局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 ＋92局超	前年度実績値 ＋46局以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未満

		前年度実績値 ＋92局以下	前年度実績値 ＋46局未満	
信越	前年度実績値 ＋62局超	前年度実績値 ＋31局以上 前年度実績値 ＋62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋31局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ＋18局以上 前年度実績値 ＋35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 ＋73局超	前年度実績値 ＋36局以上 前年度実績値 ＋73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 ＋68局超	前年度実績値 ＋34局以上 前年度実績値 ＋68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋34局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 ＋86局超	前年度実績値 ＋43局以上 前年度実績値 ＋86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	＋56局超	＋28局以上 前年度実績値 ＋56局以下	以上 前年度実績値 ＋28局未満	未満
九州	前年度実績値 ＋136局超	前年度実績値 ＋68局以上 前年度実績値 ＋136局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋68局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 ＋21局超	前年度実績値 ＋10局以上 前年度実績値 ＋21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 ＋10局未満	前年度実績値 未満

４　技術導入状況

別紙２の一（６GHz以下の周波数帯）の４（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙５

総務省令[46]に規定する事項に係る評価の基準

総務省令に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

１　総務省令に規定する事項

評価項目	評価	評価の基準
①５Ｇ基地局におけるインフラシェアリング[47]	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
②安全・信頼性の確保[48]	a	ｂに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる、又は、大規模な災害等において顕著な取組により障害等を最小限にとどめた。
	b	前年度に比べて見直しや強化が見られる。
	c	一定の取組を行っている。
	d	適切な対応を怠った結果､長時間の停波や通信障害等により社会的に大きな影響を及ぼした。
③ミリ波利用の普及等に向けた取組[49]	a	(1)及び(2)の評価のうち、一方がaであり、他方がb以上である。
	b	次のいずれかを満たしている。 ・　(1)及び(2)の評価がいずれもbである。

[46] 法第26条の３第１項第４号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。
[47] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）
[48] 災害等に係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）
[49] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）及び電波法第26条の３第１項第３号（無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況）

			・　(1)及び(2)の評価のうち、一方がcであり、他方がa又はbである。
		c	(1)及び(2)の評価がいずれもcである。
	(1) ミリ波帯・Sub6帯におけるエリア拡大等に資する技術の導入	a	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る多様な新技術※1を積極的に導入している。(※1 中継局、リピータ、フェムトセル、HPUE[50]など。b、cにおいて同じ。)
		b	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術を導入又は導入に向けた実証を行っている。
		c	評価対象年度において、ミリ波帯又はSub6帯に係る新技術の導入や導入に向けた実証の実績はないが、今後の計画を有している。
	(2) ミリ波帯の利活用等の促進	a	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組※2について、積極的に取り組んでいる。(※2 ユースケース・アプリケーション開発、イベント等のユーザー体験の提供、ユーザーへの周知の取組、自社の販路（ショップ、Web）によるミリ波対応端末の発売など。b、cにおいて同じ。)
		b	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組について、一定程度取り組んでいる。
		c	評価対象年度において、ミリ波の利活用を促進する取組の実績はないが、今後の計画を有している。
④電波の割当てを受けていない者等（ＭＶＮＯ[51]）に対するサ		a	ｂに加えて、ＭＶＮＯへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
		b	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
		c	ＭＶＮＯへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
		d	ＭＶＮＯへの提供を全く行っていない。

[50] High Power User Equipment：高出力端末をいう。

[51] ＭＮＯ（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。

ービス提供[52]		
⑤上空利用への取組[53]	a	ｂに加えて、５Ｇの活用やサービスの多様化に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

２　総合的な評価

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

[52] 総務省令第５条第１項第１号ヲ（接続・卸役務提供の状況）

[53] 総務省令第５条第１項第１号ト（無線局の具体的な使用実態）及び電波法第26条の３第１項第３号（無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況）